

## 職務内容書（理事長）

### 【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

国立研究開発法人土木研究所（以下「土木研究所」という。）は、「土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資すること」を目的として、土木技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行っています。

特に、頻発・激甚化する水災害や切迫する巨大地震・津波、被害の深刻化が懸念される土砂災害等の自然災害への防災・減災技術や社会資本ストックの老朽化に対応する維持管理・更新は社会的要請の高い課題であり、研究開発とそれによる成果の創出に重点的・集中的に取り組むとともに、災害時には迅速かつ的確に職員を派遣するなど、国や地方公共団体等における災害その他の技術的課題にも取り組んでいます。

今回の公募の対象である理事長は、土木研究所を代表して、土木研究所の業務を総理するとともに、国内外の関係機関のトップ等と調整を行うこと、また、日本の土木分野を代表する研究機関の長として、国全体として土木技術に関する研究開発成果の最大化を図ること等が求められます。そのため、土木研究所の業務に関する高度な知識及び経験を有するとともに、業務を適性かつ効率的に運営することができる、人格高潔で高い倫理観を有し、国際会議の運営や関係機関との高度な調整、災害時における実践的な技術支援・連携において、リーダーシップを発揮して業務を的確に遂行することができる者を求めています。

### 1. 機関名：国立研究開発法人土木研究所

#### （法人の業務概要）

土木研究所は、平成 13 年 4 月 1 日に設立された独立行政法人であり、独立行政法人通則法（以下「独法通則法」という。）第 2 条第 3 項に規定する国立研究開発法人として、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資することを目的とし、土木技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等に関する業務を実施している。

主な業務内容は以下のとおり。

#### （1）土木技術に関する調査、試験、研究及び開発

自然災害からいのちと暮らしを守る国土づくりに貢献するための防災・減災に関する技術、スマートで持続可能な社会資本の管理に貢献するためのインフラメンテナンスの高度化・効率化、生産性向上に向けた技術、活力ある魅力的な地域・生活に貢献するための気候変動対応策の推進、カーボンニュートラルへの貢献、景観整備の円滑化の推進、食料生産基盤の整備・保全等に向けた技術等に関する研究開発等を実施し、優れた成果の創出により社会への還元を果たす。研究開発に当たっては、進化するデジタル技術を積極的に活

用するほか、産学官との連携を強化し、研究開発成果の最大化を図る。

### (2) 土木技術に関する指導

国や地方公共団体等における災害その他の技術的課題への対応のため、職員の派遣等により、技術の指導を積極的に展開する。

### (3) 土木技術に関する研究開発成果の普及

研究開発成果を、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用することができるようとりまとめ、国への報告等により成果普及を推進する。また、国際会議も含む関係学協会での報告、内外学術誌等での論文発表、成果発表会、メディアへの発表、成果のデータベース化やインターネットの活用等により広く国民へ情報発信を行う。また、アジアをはじめとした世界への貢献を目指して、国際標準化をはじめ成果の国際的な普及のための取り組みを行う。

## 2. ポスト：理事長 1ポスト1名

<任期：令和4年4月1日～令和10年3月31日※>

※独法通則法第21条第1項等の規定に基づき、任命の日から主務大臣が土木研究所に指示する中長期目標の期間の末日まで。

## 3. 職務内容

土木研究所の基本的な経営方針を立案し、主務大臣の定める中長期目標及びその達成のための中長期計画に基づき、土木研究所全体（役職員数約450名）の業務を総理する。

また、土木研究所の最高責任者として以下の業務を行う。

(1) 土木研究所を代表して、国、地方公共団体及び民間企業のトップ等と自ら必要な折衝・交渉を行う。

### 【参考】

#### ○これまでの取組例

- ・国との連携協定の締結（国土交通省国土技術政策総合研究所、地方整備局）
- ・地方自治体との連携協定の締結（自治体との橋梁維持管理に関する協定 他）
- ・公的機関との連携協定の締結（国立研究開発法人6法人 他）
- ・大学等との連携協定の締結（大学21法人 他）

#### ○今後求められる業務等

- ・引き続き、研究開発分野における関係機関トップとの折衝・交渉を行い、連携協定の締結などを通じて、産学官連携を推進する。
- ・連携協定機関との定期的な意見交換を実施し、協力関係の強化を図る。

(2) 地震、水害、土砂災害等の災害時に、迅速かつ的確に研究者の派遣を行う等、被災現場の支援体制を構築し、指揮する。

#### 【参考】

##### ○これまでの取組例

- ・北海道胆振東部地震(平成30年9月)に延べ75名、令和元年台風第19号(令和元年10月)に延べ31名、令和2年7月豪雨(令和2年7月)に延べ38名派遣するなど、さまざまな災害に対し専門家を派遣し、技術支援を実施。

##### ○今後求められる業務等

- ・災害時には、迅速かつ的確に専門家の派遣を行うなど、被災現場における技術支援体制を構築し、指揮する。

(3) 土木研究所の運営にあたって、法令遵守及び契約の適正化を確保しつつ、適切なガバナンスの下で、業務の質と効率性を向上させるとともに、国民の生活、経済、文化の健全な発展その他の公益に資する研究開発成果の最大化を図る。

#### 【参考】

##### ○これまでの取組例

- ・内部統制の体制構築、リスク管理や研究不正防止等に係る規則の制定
- ・研究開発成果は、第4中長期(平成28～令和3年度)には、94件の技術基準類に反映

##### ○今後求められる業務等

- ・引き続き、内部統制、リスク管理等に係る取り組みを推進するとともに、職員の士気の向上及び効率的な業務の推進を図り、研究開発成果の社会実装に向けた取り組みを推進することで研究開発成果の最大化を図る。

#### 4. 必要な資格・経験等

- ・原則として任期満了時点で70歳未満であること。(閣議決定に定められた要件)
- ・中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、取引上密接な利害関係を有する者、当法人を相手とする訴訟当事者等の経歴を有しない他、理事長在任中は周囲の誤解をまねくような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- ・土木技術について精通するとともに、民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等の管理経験を有し、国土交通大臣が定める中長期目標の達成に向けて、強いリーダーシップを持って450人規模の組織を管理する十分な能力を有していること。
- ・国際会議の運営、関係行政機関や民間企業のトップ、学識経験者、利害関係者等との円滑な渉外交渉や調整業務を行うことのできる十分な経験及び能力を有していること。
- ・事件、事故等の発生時に、危機管理対応を指揮するとともに、必要に応じて土木研究所の代表として対外的に自ら説明責任を果たすことができる十分な能力を有していること。

#### 5. 勤務条件

- ・勤務形態：常勤
- ・勤務地：土木研究所（茨城県つくば市南原1-6）
- ・勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし。

- ・給 与：年収約 1,800 万円（役員特別調整手当、期末手当及び業績手当を含む。）及び通勤手当
- ・福 利 厚 生：国家公務員共済組合法適用〔短期給付（健康保険相当）及び長期給付（厚生年金相当）〕、健康診断（年 1 回）
- ・危 機 管 理：地震、水害、土砂災害等の災害時には 24 時間体制で勤務、緊急招集の場合あり。
- ・そ の 他：給与等の条件は変わることがある。

## 6. 選考方法

公募により以下のとおり選考する。

- ①一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）
- ②二次選考（面接審査）
- ③外部有識者による選考委員会の審議を経て国土交通大臣が任命

※公募による手続で適任者が選考できなかった場合には、別途、外部有識者による推薦の手続により選考を行う場合がある。

## 7. 応募方法

### （1）応募書類等

- ①履歴書
- ②自己アピール文書

- ・ A 4 で 2 枚以内。2,000 字程度。
- ・ 自らがこのポストに適任であることを示すため、土木研究所の業務目的及び理事長の職務内容に照らし、いかに貢献することができるか、業務に関する知識及び経験や、業務を適正かつ効率的に運営することができる能力等について簡潔にまとめること。

※応募書類等については、一切返却しませんので予めご了承下さい。

### （2）応募先

（郵送の場合）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省大臣官房人事課人事第二係

（メールの場合）

hqt-jinji02@mlit.go.jp

### （3）応募期限：令和 4 年 1 月 17 日（月）必着（※メールの場合は 18 時必着）

## 8. 欠格事由等

独法通則法及び国立研究開発法人土木研究所法に規定する欠格事項に該当する者は理事長になることができない。また、常勤の役員は、在任中、任命権者の承認のある場合を除いて、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することはできない。

## 【参考】

### ○独立行政法人通則法

(役員欠格条項)

第二十二條 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員兼職禁止)

第五十條之三 中期目標管理法の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(国立研究開発法人への準用)

第五十條の十一 第五十條の二から前条までの規定は、国立研究開発法人について準用する。この場合において、第五十條の四第二項第四号中「第三十二條第一項」とあるのは「第三十五條の六第一項」と、「中期目標の期間」とあるのは「中長期目標の期間」と、同項第五号中「第三十五條第一項」とあるのは「第三十五條の七第一項」と読み替えるものとする。

### ○国立研究開発法人土木研究所法

(役員欠格条項の特例)

第九條 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて研究所と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

## 9. 問合せ先

国土交通省大臣官房人事課人事第二係 03-5253-8111(内線 21294)

このほか、役員の職務・権限等については、独立行政法人通則法第二章の規定を御参照ください。

URL: [http://www.cas.go.jp/jp/doppou\\_koubo/tsuusokuhou\\_bassui.html](http://www.cas.go.jp/jp/doppou_koubo/tsuusokuhou_bassui.html)